

住まい

若年世帯家賃 支援補助金	市内の賃貸住宅に転入もしくは転居する、若年世帯（令和7年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満）またはひとり親世帯（父または母の年齢が40歳未満かつ義務教育終了前の子を含む世帯）に対し、家賃の一部を補助します。 【補助金額】（家賃から住宅手当を控除した額）の1/2、月額上限1万円×最長36ヶ月	
若年世帯引越 費用支援 補助金	市内の非賃貸住宅に転入もしくは転居する、若年世帯（令和7年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満）またはひとり親世帯（父または母の年齢が40歳未満かつ義務教育終了前の子を含む世帯）に対し、引越費用の一部を補助します。 【補助金額】引越費用負担額（運送代）の1/2、上限10万円	
新築マイホーム 取得支援補助金	取得する家屋の固定資産税相当額を3年間分、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を交付します。 【補助金額】3年間で補助金合計最大75万円（固定資産税相当額[年間上限15万円×3年間]、転入世帯：1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯：1世帯につき10万円）	定住対策課 （定住対策係） ☎0943-24-8162
中古住宅取得 支援補助金	市内に中古住宅を取得して2年以内であり、かつ住民登録した日から1年以内の人に対し、購入金額の5％、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を交付します。 【補助金額】補助金合計最大40万円（購入金額の5％[上限10万円]、転入世帯：1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯：1世帯につき10万円）	
空き家バンク制度	定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行います。市内に存在する空き家の有効利用を通して、地域住民と都市住民の交流を図ることを目的としています。	
空き家改修費等 補助金制度	空き家バンクに登録された空き家に対し、予算の範囲内で改修費用・家財の撤去費用の一部を補助します。 【改修工事】2分の1以内、上限50万円　【家財撤去等】上限10万円	定住対策課 （定住対策係） ☎0943-24-8013
まちなみ家賃 補助金	市内の伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建築物を、自身の住居又は自身が事業を営むための店舗や宿泊施設として活用される方に、家賃の一部を補助します。 【補助金額】（家賃から住宅手当を控除した額）の1/2、月額上限2万円×最長24ヶ月	
まちなみ八女産材 活用補助金	市内の伝統的建造物群保存地区内にある、伝統的建築物を改修する際に、内装材に八女産木材を活用する方へ、費用の一部を補助します。 【補助金額】内装材に八女産木材を10㎡以上使用しているものに対し、八女産木材の内装施工面積1㎡につき3千円、上限額20万円	文化振興課 （歴史まちづくり係） ☎0943-24-8164
住宅改修事業 補助金制度	市民の方が市内の施工業者によって現在お住まい（自己所有）の住宅を改修される際に費用の一部を補助します。　※工事着工前に申請が必要です。 【補助金額】工事費が10万円以上のもので1割相当額、上限額10万円	
木造戸建て住宅 性能向上改修 補助金	昭和56年5月31日以前に建築した木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅を1.0以上にする耐震改修工事と併せて行う省エネ改修工事及び建替え等に伴う除却工事に要する費用の一部を補助します。 ※工事着工前に申請が必要です。 【補助金額】・耐震改修工事（補助率40％）上限60万円、 ・省エネ改修工事【拡充】（補助率25％）上限20万円、 ・建替え等に伴う除却工事【拡充】（補助率23％）上限30万円	定住対策課 （住宅係） ☎0943-23-2577
八女材普及促進 住宅資材助成事業	八女市内に、八女材を使用した木造住宅の新築または増築を行う際に、必要な費用の一部を補助します。 【補助金額】定額80万円	林業振興課 （総務管理係） ☎0943-23-1168
住宅用太陽光発電 システム等設置費補助金	住宅用太陽光発電システム・蓄電池を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。 【補助金額】発電出力1kwあたり2万円、上限8万円（対象システム10kw未満）。4kwh以上の蓄電池を設置する場合7万円。詳しくは八女市ホームページでご確認ください。	企画政策課 （脱炭素社会推進係） ☎0943-24-9125
浄化槽の設置に 関する補助制度	浄化槽を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。 【補助金限度額】（新築の場合）5人槽：498,000円、7人槽：621,000円、10人槽：822,000円 （単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している住宅で合併処理浄化槽に転換する場合）5人槽：698,000円、7人槽：821,000円、10人槽：1,022,000円 ※転換時に、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合、撤去費用と宅内配管費用を最大23万円加算します。	上下水道局 （下水道総務係） ☎0943-23-1148
水洗便所等改造 資金助成制度	公共下水道の供用開始区域内等において、供用開始後3年以内に行う既存住宅の水洗便所等改造工事に対して助成金を交付します。 【助成金額】費用の50％以内、上限額：1年目10万円、2年目8万円、3年目5万円	
飲料水改善事業	上水道・簡易給水施設の計画区域外にお住まいの人が、安全な飲料水を確保するために行う、飲料水改善のための事業に対して補助金を交付します。 【補助金額】費用の50％以内、上限額20万円	上下水道局 （上水道総務係） ☎0943-23-1949

令和7年度
八女市の主な定住支援施策

※各種補助金や制度等には諸要件があります。詳しくは担当課へご相談ください。

子育て

こども家庭センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。妊娠、出産、子育てについての悩みや不安等の相談に応じます。	
妊娠・出産に関する 健診の助成	母子健康手帳の交付とともに、妊娠・出産に関する健診を公費で受けられる妊婦健康診査券、妊婦歯科健康診査券、産婦健康診査券、新生児聴覚検査券、1か月児健康診査券の発行、また、保健師等による相談等行っています。	こども家庭センター 子育て支援課 （こども家庭係） ☎0943-24-8282
赤ちゃん訪問 （保健師・助産師 による）	初めての赤ちゃん（第1子）をご出産の方への全家庭訪問、および訪問を希望される方への赤ちゃん訪問を行います。体重測定、発育状況の確認、育児や授乳に関する不安等の相談をお受けします。	
やめっこ未来 応援金	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を行い、合計10万円相当のギフトもしくは現金が支給されます。[支給額] 妊娠届出時「5万5千円相当のギフトもしくは現金5万円」、出生届出時こどもの人数に対し「5万5千円相当のギフトもしくは現金5万円」	
こども医療制度	中学生（15歳に達する年度の3月31日）までの通院・入院に係る医療費が無料です。ひとり親医療、重度障がい者医療に該当される方は、他の制度が優先されます。いずれの場合も中学生までの通院・入院に係る医療費は無料です。	子育て支援課 （こども支援係） ☎0943-24-9342
ひとり親家庭への 支援	ひとり親家庭の安定とお子さんの健やかな成長のために、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療、就業のための支援、養育費確保支援などを行っています。	
病児・病後児 保育	保護者のやむを得ない事由により、病気回復期の児童を昼間家庭での育児が困難な時に、専門の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。（3か所の施設で実施）	
保育所等の保育料軽減	0～2歳児の保育料について、国の基準よりさらに軽減を行っています。	子育て支援課 （こども保育係） ☎0943-23-1351
放課後児童 健全育成事業	学童保育所で放課後等に適切な遊びや生活の場を提供します。保護者が就労などにより昼間に不在となる家庭の小学生が利用できます。（市内すべての小学校区で実施）	
育児支援こどもの ごはん提供事業	市内の保育所、幼稚園等に通う3歳以上児の給食のうち、主食（ごはん）にかかる費用に対して施設に補助を行うことで完全給食の実施を推進し、食の衛生を確保し保護者の負担を軽減しています。	
やめファミリー・ サポート・センター	子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）を会員として登録し、地域の中で子育ての手助けを行い合う会員組織で、子どもの預かりや送迎等の相互援助活動を行います。	子育て支援課 （こども未来係） ☎0943-23-1546
子育て支援 総合施設 「やめっこ未来館」	保育所と地域子育て支援センターを併設した複合施設です。この施設は、保育の機能と子育ての総合的な支援を行う機能を備え、それぞれの機能が連携し、八女市の未来を担う子どもたちの健やかな育成をサポートします。	
一時預かり事業	未就学児（0歳～5歳児）の子どもたちを対象に、育児疲れ解消や、急病・勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育が必要な場合に、保育サービスが受けられます。（一部の私立保育所、やめっこ未来館で実施）	子育て支援課 （こども未来係） ☎0943-24-8814
乳児家庭全戸 訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を地区の民生委員児童委員・主任児童委員が訪問します。児童手当申請時等にあなたの地区の訪問従事者をお知らせします。子育てに関する悩みごと、聞きたいこと等、何でも相談をお受けします。	
路線バス 通学定期券補助金	八女市にお住いで路線バス（高速バス含む）を利用して通学する方の定期券購入費用を補助します。 【補助内容】①購入金額の20％、②20％分を差し引いた月額負担額が1万4千円を越える場合その越えた額を加算	定住対策課 （公共交通政策係） ☎0943-23-1189

